水銀排出施設一覧 目次

市町村名													掲載ペー	ジ
銚子市	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	p.	1	
市川市	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	p.	1	
館山市	•		•		•	•		•	•	•		p.	1	
木更津市	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	p.	1	
野田市	•		•		•	•		•	•	•		p.	1	
成田市	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	p.	1	
佐倉市	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	p.	1	
東金市	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	p.	1	
旭市	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	p.	1	
習志野市	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	p.	1	
勝浦市	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	p.	1	
市原市	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	p.	1	
流山市	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	p.	1	
八千代市	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	p.	1	
我孫子市	•		•	•	•	•	•	•	•	•	•	p.	1	
鴨川市	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	p.	1	
鎌ヶ谷市	•		•	•	•	•	•	•	•	•	•	p.	1	
君津市	•		•	•	•	•	•	•	•	•	•	p.	1	
富津市	•		•	•	•	•	•	•	•	•	•	p.	1	
浦安市	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	p.	1	
四街道市	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	p.	1	
袖ヶ浦市	•		•	•	•	•	•	•	•	•	•	p.	1	
八街市	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	p.	1	
印西市	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	p.	1	
白井市	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	p.	1	
南房総市	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	p.	1	
香取市	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	p.	1	
山武市	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	p.	1	
いすみ市	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	p.	1	
酒々井町	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	p.	1	
神崎町	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	p.	1	
九十九里町	町・	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	p.	1	
芝山町	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	p.	1	
横芝光町	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	p.	1	
長生村	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	p.	1	
御宿町	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	p.	1	
施設種別	(項	番·	号))	ات	つ	۱,	7	•	•	•	p.	2	

[※]掲載は市町村コード順。

- ※1:県管轄以外の地域(千葉市・船橋市・柏市)と市川市・松戸市・市原市の「事業場」は除く ※2:施設種別(項番号)の欄に記載の数字は、大気汚染防止法施行規則別表第3の3の番号(2ページ参照)、令和7年3月31日現在の施設種別になります。 ※3:一覧表の利用により生じた損害等について、千葉県では一切の責任を負いかねます

※3・一覧表の利用により生した損害等について、十業県では一切の責任を良いかねます 事業所名称	所在地	施設種別(項番号)
千葉産業クリーン株式会社	銚子市小浜町2950	8
東総地区クリーンセンター	千葉県銚子市野尻町1678番地1	8
北越コーポレーション株式会社 関東工場	市川市大洲3-21-1	8
プロモ株式会社	市川市千鳥町3	5
館山市清掃センター	館山市出野尾字大久保538	8
館山市衛生センターかずさクリーンシステム	館山市出野尾 5 3 4 木更津市新港17-2	8 8
有限会社柏廃材処理センター野田工場	野田市西三ヶ尾340-10	8
野田市清掃工場	野田市三ツ堀356-1	8
野田市第二清掃工場	野田市船形4236番地	8
株式会社ナリコー ナリコークリーンセンター	成田市十余三天神峯214-62	8
成田富里いずみ清掃工場	成田市小泉344番地1ほか28筆	8
成田浄化センター	成田市吉倉127番地1	8
印旛衛生施設管理組合 汚泥再生処理センター	佐倉市宮本332	8
三友プラントサービス株式会社千葉工場	東金市滝沢字藤井台631-1	8
東金市外三市町清掃組合	東金市三ヶ尻340番地	8
山武郡市広域行政組合環境アクアプラント	東金市家徳字中桜田335-1	8
朋和産業株式会社 干潟工場	旭市さくら台1-4	8
芝園清掃工場 #RUM = 44 + 20 TB-49	習志野市芝園3-2-1	8
花見川第二終末処理場 勝浦市クリーンセンター	習志野市芝園3-10 勝浦市串浜字一の廻り山1936-18	8
勝浦中グリーフセフター KHネオケム株式会社千葉工場	市原市五井南海岸11番地の1	8
DIC株式会社千葉工場	市原市八幡海岸通12番地	8
丸善石油化学株式会社千葉工場	市原市五井南海岸3番地	8
日曹金属化学株式会社 千葉工場	市原市五井南海岸12-32	8
AGC株式会社 千葉工場	市原市五井海岸10番地	8
東レ・ファインケミカル株式会社千葉事業場	市原市千種海岸2番3	8
コスモ石油株式会社千葉製油所	市原市五井海岸2番地	8
JNC石油化学株式会社市原製造所	市原市五井海岸5番地の1	8
株式会社ワカツキ資源再生利用センター	市原市米原字山田澤2562番地2他	8
出光興産株式会社 千葉事業所(石油)	市原市姉崎海岸2番地1	1
流山市クリーンセンター	流山市下花輪191番地	8
株式会社TOAシブル	八千代市上高野1728-5	8
八千代市清掃センター 八千代市衛生センター	八千代市上高野1384-7 八千代市大和田新田584	8 8
我孫子市廃棄物処理施設	我孫子市中峠2274番地	8
手賀沼終末処理場	我孫子市相島新田85-5	8
鴨川清掃センター	鴨川市北小町2118	8
アクアセンターあじさい	鎌ケ谷市軽井沢2102番地の1	8
君津共同火力株式会社 君津共同発電所	君津市君津1番地	2
日鉄環境株式会社 東日本支店	君津市君津1番地	8
第2期君津地域広域廃棄物処理施設	富津市新富21-3	8
浦安市クリーンセンター	浦安市千鳥15-2	8
四街道市クリーンセンター	四街道市山梨2002番地	8
住友化学株式会社 千葉工場(袖ケ浦地区)	袖ケ浦市北袖9番1	8
PSジャパン株式会社 千葉工場	袖ケ浦市中袖5番1	8
広栄化学株式会社 千葉事業所	神ケ浦市北袖25番	8
吉野石膏株式会社 千葉第二工場 千葉ゼネラルサービス株式会社	袖ケ浦市南袖52番	2 8
十条セネブルリーこス株式会社 エコシステム千葉株式会社	一世 油巾 油巾 土 土 土 土 土 土 土 土 土	8
八街市クリーンセンター	八街市用草字麾拝塚486他地先	8
印西クリーンセンター	印西市大塚1丁目1番地1	8
(仮称) 印西クリーンセンター次期中間処理施設	印西市吉田字馬込546番	8
株式会社和光サービス	白井市河原子327番地	8
株式会社フジコー白井事業所	白井市折立字前原32番地8	8
株式会社エコ・エナジー・ジャパン	白井市河原子319番地6	8
大谷クリーンセンター	南房総市検儀谷260	8
香取広域市町村圏事務組合伊地山クリーンセンター	香取市伊地山665番地2	8
山武郡市環境衛生組合	山武市松尾町金尾字根田場1149番地の1	8
日宝化学株式会社千町工場	いすみ市松丸1240番地	8
いすみクリーンセンター	いすみ市小又井170	8
酒々井リサイクル文化センター 「『『本子屋 工業士学の社 工業工程	印旛郡酒々井町墨1506番地	8 5
F&A金属工業株式会社 千葉工場 横浜容器工業株式会社千葉工場	香取郡神崎町大貫1654-4 山武郡九十九里町真亀2703番地	8
南容器工業株式会社千葉工場	山武郡芝山町小池2811番地14	8
東総衛生組合光クリーンパーク	山武郡横芝光町木戸8954-1	8
		8
環境衛生センター	長生郡長生村薮塚1115番地の1	I 0

水銀排出施設の種類

(大気汚染防止法施行規則別表第3の3より、※令和7年3月31日現在)

	気汚染防止法施行規則別表第3の3より	7、公市州(平3月31日現住)
項	施設の種類	施設の規模
1	小型石炭混焼ボイラー	施行令別表第1の1の項に掲げるボイラーのうち石炭を燃焼させるものであって、バーナーの燃料の燃焼能力が重油換算1時間当たり10万リットル未満のもの(石炭を専焼させるものを除く。)
2	石炭専焼ボイラー及び 大型石炭混焼ボイラー 	施行令別表第1の1の項に掲げるボイラーのうち石炭を 燃焼させるものであって、前項に掲げるもの以外のもの
3	一次精錬の用に供する施設であって 銅又は金の精錬の用に供するもの	施行令別表第1の3の項から5の項までに掲げる施設及び14の項に掲げる施設のうち一次精錬の用に供する施設であって銅又は金の精錬の用に供するもの(専ら粗銅,粗銀又は粗金を原料とする溶解炉を除く。)
4	一次精錬の用に供する施設であって 鉛又は亜鉛の精錬の用に供するもの	施行令別表第1の3の項から5の項までに掲げる施設及び14の項に掲げる施設のうち一次精錬の用に供する施設であって鉛又は亜鉛の精錬の用に供するもの(専ら粗鉛又は蒸留亜鉛を原料とする溶解炉を除く。)
5	二次精錬の用に供する施設であって 銅,鉛又は亜鉛の精錬の用に供するも の	施行令別表第1の3の項から5の項までに掲げる施設及び14の項に掲げる施設のうち二次精錬の用に供する施設であって銅,鉛又は亜鉛の精錬の用に供するもの,24の項に掲げる溶解炉のうち鉛の第二次精錬(鉛合金の製造を含まない。)の用に供するもの並びにダイオキシン類対策特別措置法施行令別表第1の3の項に掲げる施設(専ら粗銅,粗鉛又は蒸留亜鉛を原料とする溶解炉を除く。)
6	二次精錬の用に供する施設であって 金の精錬の用に供するもの	施行令別表第1の3の項から5の項までに掲げる施設の うち二次精錬の用に供する施設であって金の精錬の用に 供するもの(専ら粗銀又は粗金を原料とする溶解炉を除 く。)
7	セメントの製造の用に 供する焼成炉	施行令別表第1の9の項に掲げる焼成炉のうちセメント の製造の用に供するもの
8	廃棄物焼却炉 (一般廃棄物焼却炉, 産業廃棄物焼却炉, 下水汚泥焼却炉)	施行令別表第1の13の項に掲げる廃棄物焼却炉又は廃棄物処理法第8条第1項に規定するごみ処理施設(焼却施設に限る。)若しくは廃棄物処理法施行令第7条第3号,第5号,第8号,第10号,第11の2号,第12号若しくは第13の2号に掲げる施設であって,火格子面積が2平方メートル以上であるか,若しくは焼却能力が1時間当たり200キログラム以上であるもの(専ら自ら産業廃棄物の処分を行う場合であって,廃棄物処理法施行令第7条第5号に掲げる廃油の焼却施設のうち原油を原料とする精製工程から排出された廃油以外を取り扱うもの及び次項に掲げるものを除く。)
9	水銀含有汚泥等の 焼却炉等	廃棄物処理法施行令第6条第1項第2号ホ(2)若しくは 同令第6条の5第2号チの規定により水銀を回収するこ ととされた産業廃棄物又は水銀による環境の汚染の防止 に関する法律第2条第2項に規定する水銀含有再生資源 からの水銀の回収の用に供する施設(回収時に加熱工程を 含む施設に限る。)